

公共交通の見直しについて
(令和6年度からの公共交通運行体系(案))

浜田市が運行する「生活路線バス」及び「予約型乗合タクシー」は、3年の長期継続契約で委託している。契約更新に併せて運行体系の見直しを行っており、現契約が終了する令和5年度末に向け、令和6年度以降の見直しを行う。

1 見直しの考え方

(1) 路線バス

- ① 1便平均1.0人以下を理由とする減便は、今回実施せず。

浜田市地域公共交通再編計画では1.0人を見直し対象としている。

木田線については往路・復路ともに1.0を切っている。その他の路線では、片道に1.0を切る路線は見られるものの、往復ともに1.0を切る便は無し。

- ② 他路線との接続を考慮した時刻変更を行う。

瑞穂線について、「まんてん前」での乗り継ぎを考慮し、最終便の運行時間を繰り下げる。

戸川線(夕方運行)が18:33に「まんてん前」に到着している。

今市浜田線が「まんてん前」を経由するルートを検討中。(下記※のとおり)

- ③ 瑞穂線について、季節で運行時間帯を変更していたことの廃止。

旭中学校の夏季下校(3月中旬～11月上旬): 瑞穂線の最終便を混乗利用。

同校の冬季下校(11月上旬～3月中旬): スクールバス定期便を運行して対応。

- ※ 今市浜田線(地域活動支援課 所管の路線)

まんてん前を経由するルートを検討中。

(2) 予約型乗合タクシー

- ① 路線(方面)の減便

「木田・山ノ内線」のうち、「木田・山ノ内⇄瑞穂IC」方面を減便(廃止)。

令和3年度から毎月第3火曜で運行を開始したが、3・4年度とも稼働率0%。

- ② 運行時間の変更

「和田線(和田⇄瑞穂IC)」、「坂本・都川線(坂本・都川⇄瑞穂IC)」、及び「市木・来尾線(市木・来尾⇄瑞穂IC)」について、瑞穂インターからの復路便の運行時間を12時台から10時台へ繰り上げ。

上田医院を目的とした利用が多く、用事終了後の時間を持て余している様子である旨を現在運行受託者から聞き取り。

③ 運行日の変更

「坂本・都川線」の今市方面について、運行日を第2火曜から第3火曜に変更。
記②で時間帯を調整したことにより、同日中に1台で2方面に運行することが不可能となることによる調整。

④ 新規路線の導入 (2路線)

今市線 第4金曜
丸原・栄線 第2金曜

2 見直し後の運行案

生活路線バス時刻表	…資料 3-3
生活路線バス路線図	…資料 3-4
予約型乗合タクシー時刻表	…資料 3-5
予約型乗合タクシー運行カレンダー	…資料 3-6
予約型乗合タクシー運行エリア図 (今市・丸原除く)	…資料 3-7
予約型乗合タクシー運行エリア図 (今市線)	…資料 3-8
予約型乗合タクシー運行エリア図 (丸原・栄線)	…資料 3-9